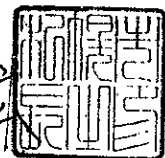


札幌市時計台条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月 11 日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第 68 号

札幌市時計台条例の一部を改正する条例

札幌市時計台条例(平成10年条例第11号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表1中備考以外の部分を次のように改める。

別表1

区分		単位	観覧料
個人	一般	1人1回につき	350円
	高校生、大学生及びこれらに準ずる者 (以下「高校生等」という。)		150円
団体			300円

(2) 別表1備考1中「及び小学校入学前の」を「、小学校入学前の者及びこれらに準ずる」に改め、同表備考2中「総人員」を「者(高校生等及び備考1に規定する者を除く。)の総数」に改める。

(3) 別表2中「6,000円」を「6,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表2の改正規定及び附則第4項の規定 令和7年7月1日

(準備行為)

2 改正後の別表2に規定する使用料の徴収は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の別表 1 の規定は、この条例の施行の日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表 2 の規定は、附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 この条例の公布の際現に札幌市時計台条例第 4 条第 1 項の承認を受けている使用に係る使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。